

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金補助金交付要綱

制 定 平成25年 4月 1日 一財群森第2503号
最終改正 令和 5年 2月 7日 一財群森第0418号

(趣旨)

第1 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金（以下「基金」という。）の代表理事は、定款第3条の目的を達成するため市町村、林業関係団体、林業者及びボランティア団体等（以下「補助事業者」という。）が行う事業に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2 補助金の交付対象となる事業種目及び経費は、別表に定めるところによる。また、他の助成事業との併用は補助金の交付対象としない。

(補助金交付申請書等の提出)

第3 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別表の「事業種目」ごとに群馬県森林・緑整備基金事業補助金交付申請書（申請様式第1号）に関係書類を添えて基金の代表理事に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第4 代表理事は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第5 代表理事は、補助金の交付を決定したときは、群馬県森林・緑整備基金事業補助金交付決定通知書（管理様式第1号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6 前条により、補助金の交付決定を受けた補助事業者が事業の重要な変更をしようとするときは、群馬県森林・緑整備基金事業変更承認申請書（申請様式第2号）に関係書類を添えて代表理事に提出し承認を受けなければならない。

なお、重要な変更とは次の場合とする。

- (1) 採択基準の変更
- (2) 事業量又は事業費の20%を超える増加
- (3) 補助事業を完了すべき日の延期

(決定の変更)

第7 代表理事は、事業計画の変更に伴い補助金の交付決定の変更を要するときは、群馬県森林・緑整備基金事業補助金交付決定変更通知書（管理様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

（概算払い）

第8 補助事業者は、必要があるときは、群馬県森林・緑整備基金事業補助金概算払請求書（申請様式3号）を代表理事に提出し、補助金の一部または全部の概算払いを請求することができる。

2 代表理事は前項の申請があったときは、これを審査し、必要と認める額の概算払いをすることができる。

（事業の遂行等）

第9 補助事業者は、この要綱及び補助金の交付決定の内容に従って補助事業を誠実に、かつ効果的に遂行しなければならない。

2 補助事業者は、交付を受けた補助金を補助事業以外の用途に使用してはいけない。

（事業実績報告）

第10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、群馬県森林・緑整備基金事業実績報告書（申請様式第4号）を当該補助事業が完了した日から30日以内、または当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに代表理事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定および通知）

第11 代表理事は、前条による実績報告書を受けたときは、これを審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業確認調書を作成のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、群馬県森林・緑整備基金事業補助金交付確定通知書（管理様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。なお、事業確認調書（管理様式第4号）を作成するにあたり、必要に応じ現地確認を行うものとする。

2 代表理事は、実績報告書を審査した結果、補助金を減額することが相当と認めたときは、減額後の補助金額をもって確定することができる。

（補助事業の中止または廃止）

第12 補助事業者は、事業を中止または廃止する場合において、あらかじめ群馬県森林・緑整備基金事業中止（廃止）承認申請書（申請様式5号）を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第13 代表理事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消し、返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金を受けることについて不正な行為があったとき
- (4) その他補助することが不相当と認められるとき

(維持管理)

第14 補助事業者は、補助事業に係る施設、設備等について、適切な維持管理に努めなければならない。

(関係書類の保管等)

第15 補助金の交付を受けたものは、補助事業に関する経費に収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年度事業から適用する。